

バイオマス活用推進基本計画（案） の概要と市町村の対応

2010-0906

市町村版バイオマス活用推進計画（新バイオマスタウン構想）策定について

要約

- 1 平成22年8月、農林水産省は、「バイオマス活用推進基本法」に基づき、国をあげてバイオマスの活用推進を図る「バイオマス活用推進基本計画（案）」を公表した。
- 2 基本計画（案）の中で、政府が新たなバイオマスとして注目するのは、「木材（森林資源）」である。地方において豊富な森林資源の「材」と「エネルギー」の両面から有効活用めざすものとしている。
- 3 市町村は、市町村版バイオマス活用推進計画の策定を努力目標とし、地域におけるバイオマス活用の中心的役割を担う。なお、2020年には、600市町村での策定を目標とする。
- 4 従来のバイオマスタウン構想で多くの自治体が必ずしも実践への取り組みへとつながらなかった反省を踏まえ、経済性を担保したビジネスモデルの構築、急速に進む技術開発動向の把握、国の支援制度を引き出す積極的なアプローチなどに留意することが大切である。

1. 国の「バイオマス活用推進基本計画(案)」

平成22年8月、農林水産省は、バイオマス（生物由来資源）の利用を広げるための指針となる「バイオマス活用推進基本計画（案）」（以下「基本計画」）を公表した。平成21年9月に施行された「バイオマス活用推進基本法」（以下「基本法」）に基づいて、農林水産省をはじめとする1府6省庁によって作成されたものであり、年内の閣議決定をめざすとされている。

これまで、バイオマスに関する政策は、活用技術開発は経済産業省、地域資源循環の観点から環境省など、様々な省庁が入り乱れており、地方の立場から見れば大変複雑であった。本基本計画は、基本法に掲げられた「総合的、一体的かつ効率的な推進」に基づいたものであり、国をあげてバイオマスの活用推進を具体的に動かすことに重点をおいている。

2. バイオマス活用推進基本計画（案）の内容

（1）計画の趣旨

本基本計画は、基本法（平成21年法律第52号）に基づき、バイオマスの活用の促進に関する施策についての基本的な方針、国が達成すべき目標、技術の研究開発に関する事項等について定める計画である。従来の「バイオマス・ニッポン総合戦略」においては、各地域でバイオマスタウン構想の策定が進んだものの、実際の取り組みは必ずしも十分には進まなかったことなどの課題を踏まえつつ、本基本計画にしたがってこれらの課題の解決を図るものとしている。

（2）目標値の設定

2020年を目標として、間伐後に森林に放置された木材や食品廃棄物などを使って、国内で1年間に消費される原油の1割に相当する2,600万トンのバイオマスを利用することを目標値として設定している。2009年度時点に比べて、1割強増やすことになる。

資源作物については、耕作放棄地等において粗放的な生産技術、微細藻類等の次世代バイオ燃料の技術の確立等を推進し、将来的には資源作物の生産可能数量は、炭素量換算で最大約180万トンと見込まれるが、当面、2020年に約40万トンの資源作物が生産されることを目標としている。

また、技術開発の進展によって、バイオマスを活用した新たなエネルギーや製品の産業化が進展することを前提として、5,000億円規模の新産業の市場の創出をめざすとしている。

（3）基本計画のポイント

本基本計画の中で、政府が新たなバイオマスとして注目するのは「木材（森林資源）」である。

目標値においても、林地残材に関して、現状ほとんど利用をされていない状況から、2020年には、約30%以上（約240万トン）の利用率を掲げている。地方においては、既存の林業と守り、適正な森林の保全を可能とするために、豊富な森林資源の「材」としての利用と「エネルギー」としての利用の両面から有効利用することが重要となっている。例えば、火力発電所で木質チップを石炭に混ぜて燃料に使う動きも広がっている。このように様々な技術（エネルギー転換技術や収集・運搬技術等）開発も進みつつあり、それぞれの地域事情も絡んで、なかなか進まなかった森林資源の活用方策として積極的な取り組みに踏み込んでいくことが期待されている。

この他、飼料や肥料などに使う食品廃棄物、炭化燃料となる下水汚泥などの利用率の向上も目標に掲げられている。また、特に、新たな技術開発として、微細藻類やイネ科多年生植物等を原料とした燃料開発の推進が提起されている。その場合、植物の持つ環境浄化機能に着目し、植物を活用した有害物質の除去とバイオマス生産と同時に行う技術等の開発を推進するとしている。

3. 市町村版バイオマス活用推進計画

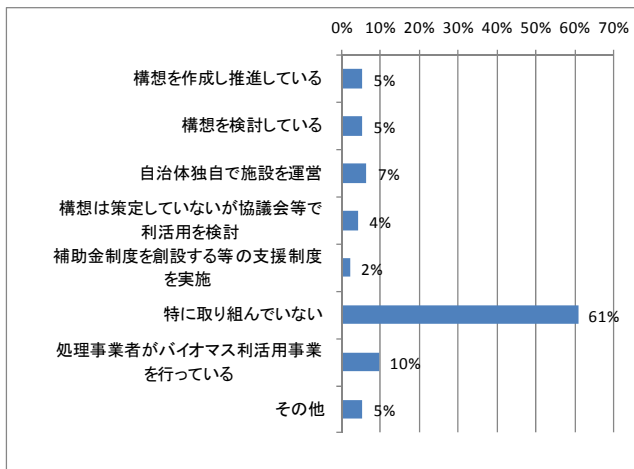
本基本計画で示されている重要な内容としては、都道府県におけるバイオマス活用推進基本計画の策定を義務とし、市町村におけるバイオマス活用推進計画の策定を努力目標としていることである。

特に市町村の場合は、現行のバイオマスタウン構想に相当するものであり、既にバイオマスタウン構想を策定した市町村については、これを活用しつつ、進捗状況及び取り組みを踏まえた上で、市町村バイオマス活用推進計画の策定に努めるものとしている。市町村バイオマス活用推進計画は、2020年に600市町村（全市町村数の3分の1に相当）において策定されることを目標としている。

なお、総合戦略に基づきバイオマスタウン構想を策定した市町村の中には、構想に位置づけられた取り組みが十分に進捗せず、構想を策定しただけにとどまった市町村が少なからず存在した。このため、市町村計画が実効性のあるものとなるよう、取り組み効果の効果的な把握手法の開発、取り組み効果の客観的検証、課題を解決するための技術情報等の提供、地域の諸条件に適した技術の導入、地域住民や関係者のさらなる理解の醸成等を推進するものとしている。

さらに、バイオマスの活用を促進するにあたっては、地域分散型のバイオマス活用システムを構築することが重要であるとしており、各地域に分散して配置される小規模かつ効率的な施設の整備等を推進するとともに、地域の実情に応じて、エネルギー利用、たい肥利用、飼料利用等について、バイオマスの自給率（地産地消率）の算出に努めるものとしている。

図－1 バイオマス利活用の取り組み状況（東海地区）



資料：市町村のバイオマス利活用意向調査結果
（東海バイオマス発見活用協議会／H21.9調査）

4. 市町村の役割

バイオマスを持続的に活用していくためには、その各段階が有機的につながり、全体として経済性がある循環システムを構築することが重要である。このために、多様な関係者が適切な役割のもとで密接に連携していかねばならない。なお、本

基本計画では、地方公共団体、農林漁業者、製造業者、非営利組織のそれぞれの役割を明記しているが、その中で、市町村の役割を次のように位置付けている。

「市町村は、地域の特性を踏まえつつ、市町村バイオマス活用推進計画等に基づいて、地域におけるバイオマス活用システムの構築に計画的に取り組むほか、地方公共団体の施設・事業等においてバイオマス製品等の利用を推進するとともに、地域住民との連携や情報提供等を通じて地域におけるバイオマス活用の中心的役割を果たすよう努める。」

5. 市町村版バイオマス活用推進計画の策定にあたって

基本法及び基本計画をどのように市町村は生かしていくべきであろうか。

バイオマス活用推進計画の策定にあたっては、これまで多くの市町村で策定されたバイオマスタウン構想における実績と明らかになってきた課題を十分に踏まえることが大切である。本基本計画の中でも、必ずしも構想が実践の取り組みへとつながっていない現状が指摘されている。また、東海地区における調査ではあるが、図－2に示したバイオマス施設を運営している自治体へのアンケートでは、すべての施設で事業採算性が合っていないという回答であった。

図－2 バイオマス利活用の取り組み状況

大項目	小項目	回答数
事業採算性	採算性を出し、事業として成り立っている	0
	採算があつておらず、事業の継続が困難となっている	0
	採算が合っていないが、意義が大きいので継続している	6
運営面	バイオマス資源は十分に集まっている	4
	バイオマス資源が集まっていない	1
	バイオマス製品が十分に利用されていない（販売されていない）	2
	バイオマス製品が利用されていない	3

資料：市町村のバイオマス利活用意向調査結果（東海バイオマス発見活用協議会／H21.9調査）

基本法に基づく市町村版のバイオマス活用推進計画の策定にあたっては、地域資源の賦存量や利用可能性を明確にすることが不可欠であり、検討の基礎とはなるが、経済性をどう担保しうるのか、地域産業との連携の中でどうビジネスモデルを構築できるのかを十分に検討することが重要である。

また、その場合、バイオマスにかかわる技術開発は急速に進んでいることから、国と連携し技術

情報をしっかりと把握することも大切である。さらに基本法及び基本計画には、地方が自発的に取り組むバイオマス活用を国が支えることが明記されており、国の支援制度を有効に活用することにも積極的にアプローチして行くべきである。今後のバイオマス活用の取り組みには、こうした地域の経済政策、産業政策としての側面も重視する姿勢が求められる。

参考：「バイオマス活用推進基本計画（案）」（農林水産省）

「市町村のバイオマス利活用意向調査結果」（東海バイオマス発見活用協議会/H21.9調査）

お問い合わせは下記までご連絡ください

株式会社 **日本開発研究所三重**

津市広明町 121-2 リジョンビル

Tel. 059-224-4316 / Fax. 059-224-4319

E-mail info@think-mie.co.jp

URL <http://www.think-mie.co.jp>

担当：所長 吉田 昌弘